

スクラム

東京清掃労働組合墨田支部機関紙
2008年1月18日(金)
第32号
教育宣伝部発行/教直部長 岡崎広

平成 20 年度作業計画策定交渉報告

粗大ごみ収集・運搬等業務委託提案の撤回を求め、副区長に要請を行った！！

平成 20 年度作業計画策定交渉については、昨年 12 月 20 日に提案を受けて以降協議を重ね、前号で報告しましたとおり、12 月 28 日には環境担当部長に対し「粗大ごみ収集・運搬等業務委託提案についての解明要求を行ったところ。しかし、依然として当局が提案撤回の意思を見せないことから、16 日、副区長に対し「粗大ごみ収集・運搬等業務委託提案撤回に向けた要請」を行いました。

当局側は副区長をはじめ、総務部長、環境担当部長、職員課長、リサイクル清掃課長、清掃事務所長が列席するなか、支部からは当日出勤の執行委員全員がハチマキ・腕章を着用し、代表して山崎委員長から要請を行ってきました。

当局側は副区長をはじめ、総務部長、環境担当部長、職員課長、リサイクル清掃課長、清掃事務所長が列席するなか、支部からは当日出勤の執行委員全員がハチマキ・腕章を着用し、代表して山崎委員長から要請を行ってきました。

2008 年 1 月 16 日

墨田区長
山崎 昇 様

東京清掃労働組合墨田支部
執行委員長 山崎 富康

粗大ごみ収集・運搬等業務委託提案撤回に向けた要請

日頃、職員の勤務条件の向上に対する御尽力に敬意を表します。

私たち清掃業務従事職員の労働条件の根幹となる、平成 20 年度作業計画策定交渉については、昨年 12 月 21 日に、「平成 20 年度作業計画策定における基本的考え方（案）」並びに「作業計画（案）」が提案され、現在も鋭意協議中であります。

あらためて申し上げるまでもありませんが、東京都労働委員会からの「要望」に基づく「協議・調整の場」については、この間、残念ながら円滑に機能しているとは言い難い状況です。したがって、やむを得ずこれまでの統一交渉事項にあたる項目については、わが組合の本部と各区によって交渉を持つこととし、墨田区と清掃労組が昨年 12 月 20 日に妥結に至ったことから、現段階では墨田区と墨田支部において交渉を行っているところです。

この協議・調整の場に関わっては、昨年 11 月 21 日に行われた、19 年度給与改定（第 8 回）団体交渉の場において、副区長会長から「清掃事業を実施する際の労使協議に関わる課題につきましては…（中略）、特別区清掃事業の最大の課題であるサーマルリサイクルを円滑に実施していくため、特別区の清掃事業の実態を踏まえ、早期に解決が図られるよう、清掃主管部長会からこの間の状況を聴取した上で、副区長会長として十分に努力してまいりたいと考えております。」との発言を受けました。私たちは、この発言に基づいて、今後の作業計画策定交渉については円滑に実施がされていくものと強く期待をしています。

今回提案された「平成 20 年度作業計画（案）」については、基本的には今年度同様の策定基準値を用いて作成されています。したがって、サーマルリサイクル本格実施を迎える 20 年度後期作業にあたっては、私たちは不安なく収集運搬に従事できるものと考えています。しかし、同時に提案された「粗大ごみ収集・運搬等業務委託に関する基本的考え方（案）」については、私たちは到底納得することができません。申し込みから収集までの期間を短縮し、区民サービスを向上させるとの趣旨はわかりますが、そのことを何故民間委託で行わなければならないのか全く理解することができません。したがって、提案交渉以降は、環境担当部長に対する解明要求をはじめ、撤回を求め協議を積み重ねているところです。

私たちは、現在の粗大収集に誇りを持って従事しています。したがって、12 月 21 日に委託提案がされて以降、職場は大混乱に陥っています。この間、直営での粗大収集について、住民から感謝されたことこそあれ、否定されたことは一度もありません。サービス向上のための期間短縮であるならば私たち職員が収集に従事すべきです。

したがって、私たちの労働条件のみならず、安定的な住民サービスを維持する立場からも下記について要請をさせていただきますので、誠意ある回答をお願いします。

記

1. 12 月 28 日に環境担当部長に対し行った「粗大ごみ収集・運搬等業務委託に対する解明要求」の際、私たちは 4 点の解明を求めました。具体的には、①期間短縮による住民サービス向上を、何故委託で行わなければならないのか②全面委託では事業運営

に支障をきたす危惧があり、したがって、直営・委託の共存などの激変緩和措置を設ける考えはないのか③時には住民宅に入り引き出しを行うことから、個人情報保護法の観点からも職員が収集すべきではないか④申し込みから収集までの期間が短縮されても、収集時間が夜遅くなることになっては住民にとってデメリットになってしまうこと、等です。これらに対しては当日回答がされましたが、私たちは、直営ではなく委託で収集を行うことについての明確な根拠が述べられたとは認識していません。よって、今日においても私たちはあくまでも直営で粗大収集を行うべきとの考えに変わりはありません。よって、「粗大ごみ収集・運搬等業務委託」については撤回することを強く求めます。

2. 今年度の賃金確定交渉において、平均で 9%、最大で 10.8%という大幅な給与削減がされました。しかも、このことは私たち大都市東京で清掃事業に従事する職員の厳しい職場実態を何ら考慮することなく、「総務省からの指摘」や「国・他団体との均衡」のみを根拠とするものであり、妥結から 2 ヶ月が経過した今日においても納得がいくものではありません。労使協議を積み上げ、妥結したことでありますから結果は受け入れなければなりません。私たちの支部においても、これからの墨田区清掃事業を担っていく 30 代～40 代の殆どの職員が昇給停止となり、生活設計が成り立たない状況となってしまいました。一方で、この間、私たちの職場では資源回収や皮革収集などが民間委託されてきました。これらについても労使において妥結したことから、受け入れながら日々の職務にまい進しているところですが、給与が全くあがらない状況のなかで、毎年のごとく仕事が民間委託されていくのであれば、職務に対するモチベーションを維持することができません。職員の意識の低下は、住民サービスの低下にも繋がりがねません。こうした背景も考慮いただき、本提案については撤回していただくことを求めます。
3. 粗大ごみ収集・運搬等業務の民間委託という、極めて重要な事項を含んだ内容であるにも関わらず、年末時期に提案がされたということは遺憾であります。予算編成の日程等を踏まえれば、協議期間が極めて限定されてしまうのではと危惧しているところです。今回の委託提案は、かつて委託された資源回収業務とは異なり、段階を踏むことなく全面委託をしようとするものです。そういった意味では、これまでにない委託の方式であり、このことが十分な協議期間が得られないまま強引に実施がされれば、今後、清掃事業の他の業務についてもなし崩し的に委託が進められてしまいかねません。したがって、予算編成日程を理由とすることなく、十分な協議期間を設け、誠意を持って労使協議をつくしていただくことを強く求めます。

以上

引き続き、委託提案撤回に向け協議を行なう！

この我々の切実な要請に対し、副区長からの回答は以下のとおりでした。残念ながら、提案撤回に向けた前向きな発言はなく、労使合意に向け十分に協議を行っていききたいとの趣旨に留まりました。

しかし、今回の要請行動を受け、我々の思いは区長にも伝わるはずですが、取り巻く状況は大変厳しいものがありますが、執行部としては委託提案撤回に向け、引き続き協議を重ねていきます！

(副区長回答 メモ)

それでは私の方から申し上げます。最初に、この年末年始におきましても、皆さん方のご協力を得て、特段の事故もなく、ごみの収集・運搬特別作業を終えましたことに、感謝を申し上げます。また、ただいまの皆さんからの要請内容につきましては、区長にお伝えいたします。

今回の「粗大ごみ収集・運搬等業務委託」にかかる提案と協議につきましては、事業執行にかかる勤務条件の変更であることから、環境担当部長が交渉にあたっておりますが、本日、区長への要請がございましたので、私の方からも若干申し上げさせていただきたいと思っております。

皆さん方からは、主に3点についての要請がございました。1点目は「粗大ごみ収集・運搬業務委託」につきましての理由と撤回についてでございます。多様な業務からなる清掃事業全体のサービス向上を図るためには、限られた人員・機材・経費という経営資源を有効に活用することが不可欠でございます。したがって、粗大ごみの収集等につきましても、職員が直接担うのではなく、指揮監督するという考え方に基づき実施することとしたものでございます。

2点目は、職員のモチベーションの維持についてでございます。年々進む業務の民間委託化や給与の見直し等により、現場の職員の皆さんの意識が低下し、区民サービスにも影響を与えかねないとの不安は理解できます。しかし、区職員となった皆さんの日々の努力は、区民の方にも十分受け入れられ、評価されております。皆さんの勤務条件を巡る環境には厳しいものがございますが、今後も、これまでと同様、職務に誇りとやりがいを持って、区民サービスの向上に励んでいただければと期待しております。

最後は、提案の時期と交渉期限の問題でございます。提案の時期が12月21日ということで協議期間が十分とれないとのことでございます。この点につきましては、平成 20 年度の作業計画の提案時期との関係で遅くなったものと聞いておりますが、今後は、労使で十分調整させていただきたいと考えております。限られた時間となりますが、私どもといたしましては、あくまでも労使合意を目指し、精力的に協議を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。